

北庄内合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 助役会議・幹事会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて山形県職員を派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 班相互間の連絡及び調整
- (5) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に事務局が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (4) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、協議会の印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、会長の属する市町の例による。この場合において、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町(県を含む。)の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班名	分掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 合併の方式に関する事。 (2) 合併の期日に関する事。 (3) 新市の名称に関する事。 (4) 新市の事務所の位置に関する事。 (5) 住民の意向を尊重する方策に関する事。 (6) 合併の諸手続きに関する事。 (7) 協議会の会議に関する事。 (8) 助役会議・幹事会に関する事。 (9) 合併に係る資料の編纂に関する事。 (10) 合併に係る広報に関する事。 (11) 庶務及び会計に関する事。 (12) 専門部会の業務に関する事。 (13) その他他の班に属さない事。
計画班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新市建設計画に関する事。 (2) 住民サービスの向上効率的な業務執行の推進のための業務執行体制、執行システムの構築に関する事。 (3) 専門部会の業務に関する事。
調整班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税、使用料などの公租公課、その他行政施策、事務万般にわたる各構成団体間の相違事項の調整協議に関する事。 (2) 各専門部会等の進行管理及び部会連絡調整会議に関する事。 (3) 専門部会の業務に関する事。

別表第2（第9条関係）

公印の名称	ひな形	寸法	書体	用途
北庄内合併協議会 会長印	北庄内合 併協議会 会長之印	方30ミリ	てん書	会長名をもって発する文書 用
北庄内合併協議会 会長職務代理人印	北庄内合 併協議会 会長職務 代理人之 印	方24ミリ	てん書	会長職務代理人名をもって 発する文書用
北庄内合併協議会 事務局長印	北庄内合 併協議会 事務局長 印	方24ミリ	てん書	事務局長名をもって発する 文書用